

新規上場・売買単位変更は 100株単位に統一へ

制度調査部
横山 淳

【要約】

2008年1月29日、東証は「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を公表した。

この中で、東証は、新規上場会社は売買単位を100株とすることを求めるとしている。

加えて、既存の上場会社が売買単位を変更する場合も、変更後の売買単位は100株に統一することを求めている。

これらの改正は2008年4月を目途に実施することが予定されている。

新規上場・売買単位変更は100株単位に統一

2008年1月29日、東京証券取引所（以下、東証）は、「金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について」を公表した¹。

この中で、東証は、四半期報告制度には関係ないが、上場会社の売買単位について次のような対応を行うこととしている。

新規上場（ ）の際には、単元株式数が100株であることを求めることとする。

上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることとする。

（ ）他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が東証に上場する場合を除く。

は、新規上場会社に対し（上場までに）売買単位（＝単元株式数）を100株に揃えることを要求するものである。

は、既存の上場会社が、売買単位（＝単元株式数）を変更する場合、変更後の売買単位は100株に統一することを要求するものである。

これらは東証を始めとする全国証券取引所が進める「売買単位の集約」の一環でもある。具体的には、2007年11月27日、「売買単位の集約に向けた行動計画」²（以下、「行動計画」）の第一段階に相当するものである。

¹ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/comment/080129-jojo.pdf>）に掲載されている。

² 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/unit.html>）に掲載されている。なお、拙稿「売買単位は100株に統一」（2007年11月30日付DIR制度調査部情報）も参照。

全国証券取引所は、「行動計画」の中で、2012年4月を目標(仮)に上場会社の売買単位を100株と1,000株の2種類に集約し、最終的には100株に統一することを予定している。

まず、その第一段階として、「100株」以外の売買単位を採用する企業がこれ以上増加しないように、新規公開分と売買単位変更分については先行して「100株」に売買単位を集約することが予定されているのである。

実施時期

東証は、今回の改正案について、意見募集(期限は2008年2月28日)に寄せられた意見などを踏まえて、2008年4月を目途に新しい規則を実施することを予定している。

具体的な適用時期は、新規上場分については、2008年4月1日以後に行われる内国会社の発行する普通株式についての新規上場申請から適用することとしている。

売買単位変更については、2008年4月1日以後に行われる内国会社の発行する普通株式についての決議から適用することとしている。

なお、普通株式以外のいわゆる「種類株式」の売買単位についての取扱いは明記されていない。今後、予定されている「議決権種類株式の上場制度」の整備などとも合せて議論されるものと思われる³。

³ 議決権種類株式の上場制度については、堀内勇世「議決権種類株式の上場制度に関する報告書」(2008年1月29日付DIR制度調査部情報)参照。